



税理士会コーナー



関東信越税理士会館林支部副支部長

青田多恵乃

一般社団法人東毛法人会の皆様、いつもお世話になっております。関東信越税理士会館林支部副支部長の青田多恵乃と申します。

去る6月に岸田総理大臣が掲げる「新しい資本主義」の全体の構想と実行計画が決まりました。人への投資に重点を置き、およそ100万人を対象に能力開発や再就職の支援を、そして、個人の金融資産を貯蓄から投資にシフトさせるため、個人投資家向けの優遇税制「NISA」や、「個人型」の確定拠出年金「iDeCo」の改革を含めた「資産所得倍増プラン」を年末までに策定するとしています。特に「iDeCo」について政府は、これまで年齢制限を65歳未満していましたが年齢制限の引き上げを検討しています。以前の法改正によりNISAは新しいNISA(以下「新NISA」)に変わり、つみたてNISAは5年間延長されることになりました。また、iDeCoについても対象者がさらに拡大、受け取り開始時期の選択肢も拡大するなど、進化しています。今回はNISA・iDeCoについて改めてご説明してみたいと思います。

iDeCoは、国民年金や厚生年金などの確定給付年金とは異なり、自分で運用して年金資産を作る制度です。企業年金とは異なり拠出を開始した時点で受給権がもらえ、自分で掛金を設定できるため資金計画が立てやすく老後の資金準備にぴったりです。メリットは3つの節税ポイントになります。①掛金が全額所得控除の対象となり所得税と住民税の節税となること。②元本確保型商品(定期預金、保険商品)や投資信託の運用益に対する20.315%の税金が非課税になり、受け取る年金がその分多くなること。③受取時に「退職所得控除」「公的年金等控除」の対象になることです。運用した資産は「一時金」「年金」「一時金と年金の両方」の3つのいずれかの形式で受け取ることになりますが、一時金として受け取る場合は「退職所得控除」が、年金として受け取る場合は「公的年金等控除」が受けられます。デメリットは、60歳まで原則引き出すことができないことや、

様々な手数料がかかることです。

対して、NISAは1年間の非課税枠が大きく、株式などの個別銘柄にも対応しているため、株価の上昇による売買益を効率的に確保したい人や、高配当銘柄の運用にも向いています。出金も自由にできるため資金が必要になった場合でも安心です。

NISAには運用期間や年間運用上限額、運用対象商品によりNISA(以後「一般NISA」と呼ぶ)とつみたてNISAの2つに分かれます。一般NISAは、非課税枠の上限は年間120万円、最長5年間で600万円分の運用ができます。また5年間の非課税期間が終了しても「ロールオーバー」の手続きによりさらに5年間非課税で保有することができます。但し、ロールオーバーを行った場合は、その金額分だけ翌年の非課税枠で運用できる金額は少なくなります。

一方、つみたてNISA非課税枠の上限は年間40万円、最長20年で800万円分の運用ができます。一般NISAと異なり「ロールオーバー」の手続きは利用できません。また運用商品は投資信託およびETF、購入方法は積み立てに限定されます。

どちらも運用利益にかかる税金20.315%が非課税となります。

NISAとiDeCoにはそれぞれ非課税と控除のメリットがあり、併用することでさらに効率良い運用が実現できます。資産形成に向けて毎月積み立てていける予算などにもありますが、NISAとiDeCoを用途に応じて、バランスよく利用していくといいのではないかでしょうか。

詳しいご相談やご不明な点は、税に関する専門家である税理士にご相談ください。

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。秘密を守ります。

○ 関東信越税理士会館林支部